

児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

(平成 28 年 5 月 27 日成立・6 月 3 日公布)

【趣 旨】

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

【概 要】

1 児童福祉法の理念の明確化等

- (1)児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2)国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3)国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4)親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2 児童虐待の発生予防

- (1)市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2)支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3)国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1)市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2)市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3)政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4)都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5)児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。
- (6)児童相談所から市町村への事案送致を新設する。

4 被虐待児童への自立支援

- (1)親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2)都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3)養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4)自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

【施行期日】

平成 29 年 4 月 1 日

※1、2(3)については、公布日（平成 28 年 6 月 3 日）、2(2)、3(4)(5)、4(1)については平成 28 年 10 月 1 日

【市町村に大きく関わる事項】

◆国、都道府県、市町村の役割と責務の明確化

(背景)

○平成 16 年以前の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組み。

○平成 16 年の児童福祉法改正で、「市町村」も虐待の通告先として明記。

⇒「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組み。

○児童相談所の相談対応件数の増加 ⇒ 対応に手が回らない ⇒ 役割分担が必要

(役割分担)

○市町村 … 最も身近な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援業務を行う。



一般の子育てサービス等、身近な各種の制度を活用することで対応が可能であると判断されるケースや、施設入所等の措置を採るに至らなかった児童への在宅支援を中心となってい、身近な場所で児童や保護者を継続して支援し、児童虐待の発生予防等を図る。

○都道府県（児童相談所） … 市町村に対して必要な助言、適切な援助を行うとともに、専門的な知識と技術が必要な業務、各市町村の区域を越えた広域的な対応が必要な業務を行う。



立入調査や緊急一時保護、児童養護施設への施設入所等、法令に基づく行政処分としての権限行使を伴う措置等を行う。

○国 … 市町村及び都道府県の行う業務が適正・円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言や情報提供等を行う。

◆児童相談所から市町村への事案送致の新設

児童虐待ケースの対応については、児童相談所と市町村の役割分担が明確化されたことから、在宅支援ケースについては市町村が担当することとなったため、虐待ケースが適切な機関で対応されるよう、児童相談所から市町村へ事案を送致することができるようになった。(改正前は、困難事例等について市町村から児童相談所への送致は規定されていたが、児童相談所から市町村への送致規定は設けられておらず、「協働依頼」という形をとっていた。)

◆市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関への専門職配置

専門職(児童福祉司)の配置については、これまでは努力義務とされていたが、今回の改正で配置が義務化され、さらに国が定める基準に適合する研修の受講が課されることとなる。

国・都道府県・市町村の役割と責務の明確化【公布日施行・児童福祉法】

考え方

- 児童の福祉を保障するためには、その担い手となる国、都道府県、市町村それぞれが、自らの役割・責務を十分に認識し、円滑かつ効果的にその事務を遂行する必要がある。
- 国、都道府県、市町村それぞれの役割・責務が、現場に十分浸透しておらず、各地域で児童相談所や市町村が果たす役割にバラツキがあるなど、実態として必要な支援ができていないケースもある。

改正法による対応

- 国、都道府県、市町村それぞれの役割・責務を明確化する。

<役割・責務の分担のイメージ>

児童・保護者・妊産婦等

児童の身近な場所における継続的な支援

市町村

- ・ 一時保護、施設入所等措置など専門的な知識・技術を要する支援
- ・ 広域的な対応

助言・援助

都道府県（児童相談所）

児童が適切に養育される体制の確保、助言、情報の提供

国

地域における支援の体制、専門性のバラツキを解消し、均てん化を図る

児童相談所から市町村への事案送致【平成29年4月施行・児童福祉法・児童虐待防止法】

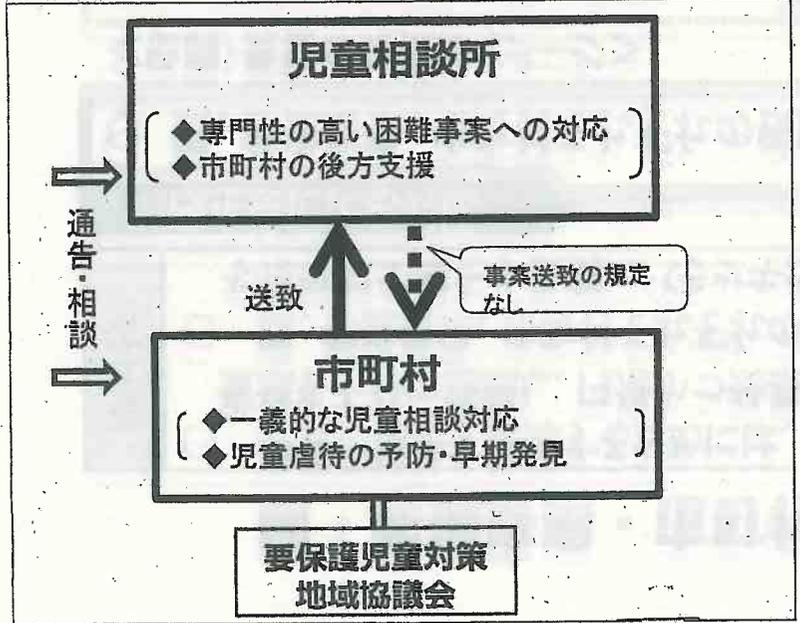
考え方

- 児童相談所・市町村の間で虐待事案の評価に関する共通基準(尺度)がなく、対応の漏れや、虐待事案の軽重と対応機関のミスマッチが生じている。
- ➡ 児童相談所と市町村の間で、初期対応が遅滞なく、見落としなく行われるようにする必要がある。

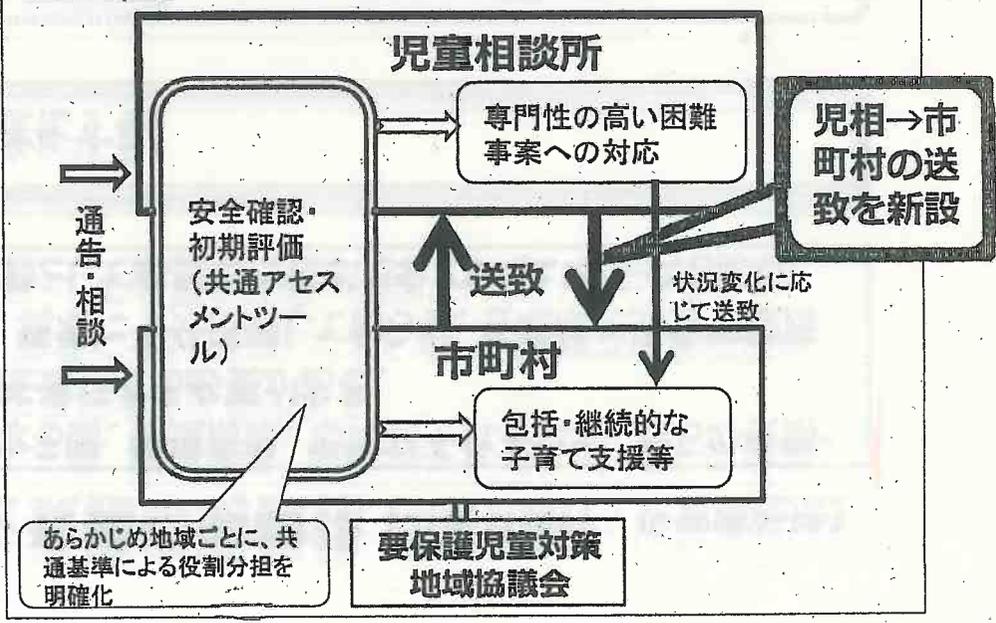
改正法による対応

- 一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致を新設。
- ※ 改正前の法律においては、市町村から児童相談所への送致のみ規定。
- ※ 併せて、その前提として、児童相談所・市町村に共通のアセスメントツールを開発し、あらかじめ地域ごとに、共通基準による役割分担を明確化。(市町村への押しつけにならない仕組みとする。国として共通アセスメントツールを示した上、各地域における児童相談所と市町村との役割分担は、地域の実情に応じて定めることを可能とする。)
- ※ 併せて、要保護児童の通告の在り方、児童相談所の業務の在り方についても検討。

【現行（平成16年改正～）】



【今回の改正後】



要保護児童対策調整機関における専門職の配置

【平成29年4月施行・児童福祉法】

考え方

- 要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要。
- 要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要。

改正法による対応

- 調整機関に専門職の配置を義務付け（現行は努力義務）。— 児童福祉司、保健師、保育士等
- 調整機関に配置される専門職に、研修受講を義務付け。

※ 要対協の運営の改善策として、①要対協において情報共有すべき児童等の範囲の明確化、②協議に時間を要する場合の主たる支援機関の選定、などの取組を進める。

要対協



＜調整機関における専門職の配置状況＞（平成27年4月1日時点）

区分	市区	町	村	合計
地域協議会設置数	812	734	180	1,726
調整機関における専門職の配置状況	760 93.6%	495 67.4%	132 73.3%	1,387 80.4%